

オレンジゆずるバスサポーター店事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、オレンジゆずるバスの運行を地域全体でサポートすることによりオレンジゆずるバスの運行の維持、確保を目指すとともに、オレンジゆずるバスでの市内回遊性の向上による消費拡大及び市内商業の活性化を図るため、オレンジゆずるバスサポーター店事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び事業の内容)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、オレンジゆずるバスを利用した者とする。

2 対象者は、オレンジゆずるバス車内で購入した一日乗車券（以下「一日乗車券」という。）又はオレンジゆずるバス車内で発券した乗車証明書（以下「乗車証明書」という。）をオレンジゆずるバスサポーター店（一日乗車券又は乗車証明書を提示した者に対して特典を提供する店舗又は事業所をいう。以下「サポーター店」という。）に提示することにより、当該サポーター店が提供する特典を受けるものとする。

ただし、特典を受けられるのは、一日乗車券の購入又は乗車証明書の発券当日に限る。

(サポーター店の登録等)

第3条 事業に協賛し、対象者に特典（代金の割引、粗品の進呈その他のサービスをいう。以下同じ。）を提供しようとする事業者（市内に店舗を有するものに限る。）は、次に掲げる事項をもって箕面市地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）あてにサポーター店の登録を申し込まなければならない。

- (1) 店舗又は事業所の名称
- (2) 代表者及び連絡窓口となる担当者の氏名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先（電話番号）
- (5) 営業時間
- (6) 定休日
- (7) 提供する特典の内容

2 会長は、前項の申し込みを受けた場合は、その内容を審査し、サポーター店として登録するときは、その旨を当該提出をした事業者に通知するとともに、サポーター店ステッカー（様式第1号）を交付するものとする。

3 会長は、前項の規定によりサポーター店を登録したときは、当該サポーター店に関する情報を箕面市ホームページへの掲載その他会長が適当と認める方法により公表するものとする。

4 サポーター店は、サポーター店ステッカーを店頭の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録の変更等)

第4条 サポーター店は、提供する特典その他登録内容を変更しようとするときは、その変更しようとする内容を会長に申し出なければならない。

2 サポーター店は、登録を廃止しようとするときは、登録を廃止する理由及び登録の廃止時期を添えて、その旨を会長に申し出なければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による変更又は廃止があった場合について準用する。

(登録の抹消)

第5条 会長は、事業者がサポーター店として不相当であると認めるときは、サポーター店の登録を抹消することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に既にサポーター店として登録され、サポーター店ステッカーを掲示し、現に特典の提供を継続しているサポーター店は、この要綱によるサポーター店として引き続き登録するものとする。この場合において、既に当該サポーター店において掲示されているサポーター店ステッカーは、この要綱によるサポーター店ステッカーとみなす。

オレンジゆるるバス

サポーター店

オレンジゆるるバスの**1日乗車券** または
乗車証明書
の提示で**おトクな特典!**



特典内容